

神戸市立垂水中学校いじめ防止等のための基本的な方針

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の生徒が、楽しく心豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「神戸市立垂水中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」は、

- ① 神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行います。
- ② 生徒、教職員の人権感覚を高めます。
- ③ 生徒と生徒、生徒と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- ④ いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- ⑤ いじめの問題について保護者、地域そして関係機関との連携を深めます。

の5つのポイントに重点を置いて取り組みを進める。

1. 「いじめ」とは・・・

「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているもの。

本校では、「いじめ」を訴えてきた生徒の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守るという立場に立って事実関係を確認、対応にあたる。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、垂水中学校校内いじめ問題対策委員会を開催し、情報を共有した上で行う。その際、けんかやふざけ合いであっても、見えないところでの被害が発生している場合もあるため、背景の事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。軽い言葉で相手を傷つけてしまう等、すぐにいじめた生徒が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応を行うこともあり得る。ただし、この場合においても、法が定義するいじめに該当するため、垂水中学校校内いじめ問題対策委員会で情報共有を行う。

2. 本校の教職員の姿勢

- ・ 生徒一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、生徒との信頼関係を深める。
- ・ 生徒が自己実現を図れるように、力のつく授業を日々行うことに努める。
- ・ 生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・ 「いじめは決して許さない」という姿勢を教職員が持っていることをさまざまな活動を通じて生徒に示す。
- ・ 生徒一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・ 生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・ いじめの構造やいじめへの対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・ 個人や特定の教職員で問題を抱え込んだり隠したりすることなく、垂水中学校校内いじめ問題対策委員会で情報を共有し、適切かつ迅速に指導及び支援をする。

3. 校内体制について

(1) 垂水中学校校内いじめ問題対策委員会を設置する。

- ・ 構成は、校長、教頭、学年主任、生徒指導部長、学年生徒指導係、養護教員、スクールカウンセラーとする。

(2) いじめ問題対策委員会の役割

- ・ 本校におけるいじめ防止等の取り組みに関することや、相談内容の把握、生徒、保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。
- ・ いじめの相談があった場合には、当該担任等を加え、事実関係の把握、関係生徒、保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、生徒の個人情報の取り扱いに十分注意しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ・ 本校のいじめ対策についての取り組みの検証と改善を行う。

4. いじめを未然に防止するために

<生徒に対して>

- ・ 生徒一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級作りを行う。また、学級や学校のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・ 力のつく授業を行い、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・ 思いやりの心や生徒一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを、道徳の授業や学級活動をはじめ、すべての教育活動を通して育てる。
- ・ 「いじめは決して許されないこと」という認識を、全ての生徒がもつようさまざまな活動の中で指導する。
- ・ 見て見ないふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、教職員や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

<学校全体として>

- ・ 全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・ 「いじめアンケート」を学期に 1 回以上実施し、結果から生徒の変化などを教職員全体で共有する。
- ・ いじめチェックリストを活用し、担任を中心に生徒の状況を複数の教職員で観察する。
- ・ スクールカウンセラーや養護教員を中心に教育相談体制の充実を図り、全教職員で生徒の心のケアに当たる。
- ・ 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・ 学級活動や生徒会活動の中で自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめ防止に関する活動を支援する。
- ・ いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

<保護者・地域に対して>

- ・ 生徒が発する変化のサインに気づいたら、すぐに学校に相談することの大切さを伝える。
- ・ 「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを各種保護者会、学校だより、学校運営協議会、地域での会合等で伝えて、理解と協力を得る。

5. 「いじめ」の早期発見について

- 教育相談週間を定期的に設定し、担任が生徒の悩みを相談できる時間を確保する。
- 生活ノートを活用し、担任と生徒が安心して心を開き相談できる関係づくりに努める。
- 教職員がチャンスカウンセリングを意識して行い、日常の生徒の様子を見守る。
- 生徒の様子を担任はじめ多くの教職員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- 様子に変化が感じられる生徒には、積極的に声かけを行い、安心感を持たせる。
- 「いじめアンケート」、「生活アンケート」等を活用し、生徒の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、生徒との信頼関係を深める。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携や、電話相談窓口の周知等により、生徒の相談体制を整える。

6. 「いじめ」の早期対応について

- いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを生徒に伝えていく。
- いじめられている生徒や保護者からの訴えを、親身になって聞き、生徒の悩みや苦しみを受け止め、生徒を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- いじめに関する相談を受けた教職員は、管理職に報告するとともに、いじめ問題対策委員会等、校内で情報を共有する。
- 学校として組織的な体制のもとに、事実関係の把握を行う。
- 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校・家庭の協力のもとに解決していく。
- 再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者への支援と、いじめを行った生徒への指導と保護者への支援を継続的に行う。
- 状況によっては、教育委員会事務局、所轄警察署、少年サポートセンター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携して対処する。

7. 特別な支援を必要とする生徒への配慮

- 特別支援学級に在籍する生徒、もしくは通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒に対する「いじめ」の未然防止・早期発見・早期対応には十分に配慮する。また、個々の生徒を尊重する教育の推進のため、特別支援学級と通常学級との交流を進める。

8. 特別な配慮を必要とする生徒への配慮

- 特に配慮を要する生徒がいじめを受けることなく、充実した学校生活を送ることができるよう、学校として必要な支援を行う。

9. インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

- パソコンや携帯電話、スマートフォン等の利用に関して、マナーやルールづくり等について、保護者に協力を依頼する。
- インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性について、最新の情報を把握して生徒や保護者に啓発する。
- 情報モラル教育を積極的に進めるために、少年サポートセンターをはじめとする関係機関との連携を図る。
- インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察や少年サポートセンター、法務局等の関係機関と連携して対応する。

10. 保護者・地域との連携

- ・ 保護者、学校運営協議会と連携し、見守り活動に取り組む。
- ・ 地域と連携して、地域・学校からいじめを撲滅するための取り組みを進める。
- ・ 学校運営協議会や地域の会合等で、学校でのいじめの現状や取り組みを発信するとともに、家庭や地域での協力・見守りを依頼する。

11. 関係機関との連携

- ・ インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性を知るなどの、情報モラル教育を積極的に進めるために、少年サポートセンターをはじめとする関係機関との連携を進める。
- ・ 犯罪行為等が認められるときには、警察や少年サポートセンター、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関と連携した対応をする。
- ・ その他、学校の指導だけでは十分な効果をあげることが困難な場合などには、積極的に連携を行う。

12. いじめ事案への対処について

- ・ いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・ 人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、指導の記録をきちんととる。
- ・ 保護者に対して、事実の説明をするとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し理解を得る努力をする。
- ・ いじめられた生徒を守るために、全教職員で情報を共有し、解決に向け組織的に支援を行う。
- ・ いじめた生徒へは、いじめは許さないという毅然とした指導を行い、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。
- ・ 教育委員会事務局に事実関係を報告する。

13. 重大事態への対処

- ・ 重大事態が発生した際は、教育委員会事務局に迅速に報告する。
- ・ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、教育委員会事務局の指示のもと、組織を設け、速やかに事実関係を把握する。
- ・ いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。

14. その他

- ・ 学校評価においては、毎年度の取り組みについて、生徒、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取り組みの改善に生かす。
- ・ この基本方針は本校の状況に応じて、垂水中学校校内いじめ問題対策委員会において点検・見直しをすすめ、適切に改訂を行う。

令和6年3月 改訂

令和7年3月 改訂